

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長（②食品企業者関係）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる</p> <p>・ 特例措置の内容 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 (▲50,700) [平年度] 精査中 (▲50,700) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の実生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 1 食料の安定供給の確保 <<政策分野>> 新たな価値の創出による需要の開拓																																																			
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年間）																																																			
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
政策目標の達成状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。</p> <p style="text-align: center;">(兆円) 設備投資額の推移（年間）</p> <table border="1"> <caption>設備投資額の推移（年間）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.0</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>33.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 <small>(注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</small></p>		年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.0	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	33.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																			
2006	37.0	12.9																																																			
2007	39.0	14.3																																																			
2008	37.0	12.9																																																			
2009	30.0	9.1																																																			
2010	25.0	9.6																																																			
2011	25.0	9.4																																																			
2012	25.0	9.2																																																			
2013	25.0	9.0																																																			
2014	26.0	9.8																																																			
2015	28.0	10.7																																																			
2016	29.0	11.3																																																			
2017	30.0	11.4																																																			
2018	33.0	11.2																																																			
2019	34.0	11.4																																																			
2020	33.0	10.7																																																			
2021	30.0	10.8																																																			
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数) 令和 3 年度 23,079 件 令和 4 年度 23,079 件 ※令和 2 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計																																																			
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備等に限定</p>																																																			

		<p>して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>											
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—											
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>											
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成29年度：14,143件 平成30年度：26,469件 令和元年度：26,159件 令和2年度：23,079件</p>												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【令和2年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>（道府県民税）</td> <td>特別償却 15億円</td> <td>税額控除 1億円</td> </tr> <tr> <td>（事業税）</td> <td>特別償却 298億円</td> <td>税額控除 —</td> </tr> <tr> <td>（市町村民税）</td> <td>特別償却 74億円</td> <td>税額控除 6億円</td> </tr> <tr> <td>（地方法人特別税）</td> <td>特別償却 113億円</td> <td>税額控除</td> </tr> </table>	（道府県民税）	特別償却 15億円	税額控除 1億円	（事業税）	特別償却 298億円	税額控除 —	（市町村民税）	特別償却 74億円	税額控除 6億円	（地方法人特別税）	特別償却 113億円	税額控除
（道府県民税）	特別償却 15億円	税額控除 1億円											
（事業税）	特別償却 298億円	税額控除 —											
（市町村民税）	特別償却 74億円	税額控除 6億円											
（地方法人特別税）	特別償却 113億円	税額控除											
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p>												
前回要望時の達成目標	<p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p>												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和3年度における中小企業者等の設備投資は11兆円（四半期で3兆円）となっている。設備投資は増加傾向にあったが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。</p>												

	<p>新型コロナウイルスの影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成 31 年 3 月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和 3 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長 (適用期間は令和 5 年 3 月末まで)</p>